

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	事業担当	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	免税軽油(給油施設分)第1四半期 買入(単価契約)	石油類	複数局	港石油(株)	111,240	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
2	平成26年度1万分1精度地図データほか2点 借入	情報処理用機器	消防局	(株)昭文社	2,592,000	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
3	平成26年度2500分1精度地図データ 借入	情報処理用機器	消防局	(株)ゼンリン	15,024,528	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
4	航空気象情報支援機器一式 借入	情報処理用機器	消防局	(株)ウェザーニューズ	3,369,600	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
5	税務事務システム用サーバ機器及び端末機器に係るソフトウェア一式 借入	情報処理用機器	財政局税務部	(株)日立製作所	51,660,828	平成26年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号	W2	適用
6	住民基本台帳等事務システム機器用共通ソフトウェア一式 借入	情報処理用機器	市民局	(株)日立製作所	12,450,931	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
7	業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入	情報処理用機器	総務局	(株)日立製作所	211,347,092	平成26年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号	W2	適用
8	共通汎用機組織一式 借入	情報処理用機器	総務局	(株)日立製作所	236,584,800	平成26年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号	W2	適用
9	建設発生土受入業務に係る土砂搬入管理システム 借入	情報処理用機器	港湾局	NECキャピタルソリューション(株)	4,342,896	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
10	寝具(大阪市立弘済院)4月分 借入(単価契約)	基準寝具等	弘済院	ワタキューセイモア(株)	75	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	随意契約理由書記載のとおり	
11	券売機 借入(再リース)	その他賃貸	建設局	東京センチュリーリース(株)	3,743,949	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
12	電子調達システムサーバ増設ディスク 買入	OA機器・用品	契約管財局	日本電気(株)	813,888	平成26年4月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
13	点字版「くらしの便利帳」印刷	特殊印刷	政策企画室	(有)リポート	2,662,538	平成26年5月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	随意契約理由書記載のとおり	
14	中間火格子ブロックほか9点(東淀工場)買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	17,419,028	平成26年5月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
15	ピット投入装置用エプロンほか1点(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	6,048,000	平成26年6月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
16	ボイラー用肉盛溶接管Aほか1点(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	4,968,000	平成26年6月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
17	はしご車分解整備	自動車修理	消防局	(株)モリタテクノス	19,872,000	平成26年6月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
18	ライナープレート(環境局) 買入	産業用機器	環境局	(株)栗本鐵工所	8,964,000	平成26年6月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
19	灰クレーン用インバータほか1点(平野工場) 買入	産業用機器	環境局	富士ホイスト工業(株)	4,104,000	平成26年6月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
20	統合基盤システムサーバ機器等増設部品 長期借入	情報処理用機器	総務局	日立キャピタル(株)	311,742,000	平成26年6月20日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号	W2	適用
21	免税軽油(給油施設分)第2四半期 買入(単価契約)	石油類	複数局	港石油(株)	116,640	平成26年6月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（消防局船舶）第1四半期分買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油（株）

3 随意契約理由

当局では、消防救助艇「ゆめしま」（3.1トン）を保有し、大阪市全域の水難救助事案に出場し災害対応している。

消防救助艇の災害出場は、通常期においては、月に4～5件の出場であるが、特に夏季においては水難事故の多発等により、事故警戒業務等を含め月に10件以上の出場があり、これら災害出場に対応するため消防救助艇の燃料を常時満タン状態にしておく必要がある。

そのため、迅速な災害対応に支障とならない燃料補給の方法としては、次の方法が考えられる。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する。
- ② 給油船（バージ船）による給油
- ③ 給油タンク車からの直接給油
- ④ 水上消防署での給油

①の場合は、時間的制約や設備上の問題が無く利便性が高い。

②、③の給油は、事前に給油時間を指定しなければならず、また、指定した時間に災害出場しておれば給油することができないことから、消防救助艇の給油に迅速に対応するのは不可能である。

④の場合は、消防艇専用の給油施設であり、消防救助艇が給油を行うことができない。

以上の理由により、当局が保有する消防救助艇「ゆめしま」への燃料補給は①の方法しかない。また、緊急な給油を必要とする場合、繫留場所に近接しており、迅速に対応し短時間で給油できる船舶給油施設を所有する業者は、港石油（株）のみである。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6149）

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（港湾局）第1四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、渡船を2隻（12.00t・19.54t）ならびに、巡視船を1隻（10.00t）保有しています。

渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しており、給油頻度は月に2回程度です。

巡視船は、大阪港を利用する船舶が港内を安全に航行し、係留できるよう、港を常に良好な状態に維持することを目的としており、港内の上屋・荷さばき地・水域施設・係留施設・外郭施設の状態監視等を行うために運行しており給油頻度は月に5～6回程度です。

渡船及び巡視船ともに、日々稼働しており、渡船は入出港する時刻の合間に、巡視船は巡視業務時間の合間に適宜給油を行う必要があります。

各船への給油方法は、次の5つの方法が考えられます。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する
- ② 給油船（バージ船）による定けい場での給油
- ③ タンクローリ車による陸上からの給油
- ④ ドラム缶で購入・給油
- ⑤ 鶴町基地での給油

②及び③の給油方法については、給油時間の事前調整が必要であることや、1回の給油量が少なく、給油回数が頻繁であることから給油業者の確保が困難な状態です。また、渡船については、定けい場が自動車等の通行できる道路と離れているため②の給油方法是对応できません。

④の給油方法については、本件船舶の各定けい場にオイルフェンス等の設備がなく、また、危険物取扱者がいないため給油できません。残る⑤の給油方法については、当局の他担当が所有している給油タンクまで向かい給油する方法であるが、本件船舶の各定けい場から、鶴町基地まで給油に向かうのに時間がかかること及び、当該給油タンク取扱担当との給油時間等の調整が発生し効率的ではありません。

以上の理由により、本件船舶の給油方法については、①の方法により行うこととしますが、各定けい場に近接し、渡船については入出港する時刻の合間に、巡視船については巡視業務時間の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油株のみであります。

よって、港石油株と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話番号 06-6615-7716

随意契約理由書

1 案件名称

平成26年度1万分1精度地図データほか2点借入

2 契約の相手方

株式会社 昭文社

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報があった際に、災害現場に最も早く到着する消防隊や救急隊を出動させるための基礎となるものであり、消防隊や救急隊が緊急出場する際の走行ルートや消火栓を決定するための地図として利用されているものである。

そのための要件として、主要道路や交差点名称、ガソリンスタンドなどの目標物が記載され、丁目ごとに色分け表示される等視認性に優れたものでなければならず、かつ年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件をみたすデータベース用地図データは上記業者が製作している「MAPPLE」しかなく、中間業者を介さず、直接販売（賃貸）されているものである。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6572）

随意契約理由書

1 案件名称

平成26年度2500分1精度地図データ借入

2 契約の相手方

株式会社 ゼンリン

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報を受けて、迅速に災害発生地点を特定するために消防情報システムで使用する地図データを借り入れるものである。

そのための要件として、詳細住所（号、番地）や地下街の詳細情報及び居住者名、店舗名が表記されていないならば、年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「Zmap-TOWNⅡ」しかなく、中間業者を介さず直接販売（賃貸）されているものである。

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6572）

随意契約理由書

1 案件名称

航空気象情報支援機器一式 借入

2 契約の相手方

株式会社 ウェザーニューズ

3 随意契約理由

業者選定理由

本案件について、複雑多様化、広域化する災害に対処する消防ヘリコプターは、24時間常時航空気象情報を入手する必要がある、迅速な飛行と安全性を強化するため本装置が必要であり、本装置を使用するものとする。

選定要件として、①24時間常時気象情報サービスが可能なこと②衛星回線による気象情報の配信ができること③航路上気象情報解析ができること④落雷情報が入手できること。以上の要件により、気象業務法第18条第2項及び第19条の2による気象業務許可事業所を調査の結果、上記要件を満たすのは、株式会社ウェザーニューズのみである。

従って、航空気象情報支援機器一式借入については、上記事業者を選定するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） （電話番号 072-992-4900）

5

随意契約理由書

1 案件名称

税務事務システム用サーバ機器及び端末機器に係るソフトウェア一式 借入

2 契約の相手方

会社名 株式会社日立製作所 関西支社

承認番号 140146

所在地 大阪市北区中之島二丁目3番18号

電話番号 050-3154-3768

3 指定製品名

(1) 住所辞書ファイル (KUIN)

(対象ソフトウェア)

- ・UNIX 版 KUIN2
- ・Windows 用 KUIN2
- ・KUIN データメンテナンス

(2) 「大阪市明朝」関連のソフトウェア

ア 外字表示機能 (Kanjilink XKP)

(対象ソフトウェア)

- ・Kanjilink XKP (開発キット機能限定版) 2.2 大阪市個別対応版
- ・Kanjilink XKP (開発キット) 2.2 (大阪市個別対応版 環境構築用)

イ 日本語入力ソフト (VJE-Delta)

(対象ソフトウェア)

- ・VJE-Delta 2.0 for Unicode/XKP 大阪市個別対応版

(3) 部門ファイリング帳票システム (Millemasse/Hop)

(対象ソフトウェア)

- ・Millemasse/Hop 02-03/A 大阪市個別対応版
- ・帳票管理システム自動化運用支援機能 01-00

4 製作会社

株式会社日立製作所 関西支社

5 用途

(1) 住所辞書ファイル (KUIN)

税務事務システムや国保等システムなどで利用する住所辞書ファイル(郵便番号、住所、住所コード等(以下、「住所情報」という。)が格納されているファイル)については、各業務システムにおける機器構成等の環境に応じて個別に調達している。

しかし、本市の業務システム間における住民基本台帳情報等のデータ連携において、統一された住所情報を相互利用する必要があることから、住所辞書ファイルについては製造業者から毎月納品される更新データを基に総務局が管理する共通汎用機システムにおいて、大阪市共通ファイルとして一元的に更新処理を行い、作成された同じ住所辞書ファイルを各業務システム（UNIX、Windows 機器）において利用している状況である。

また、共通汎用機システムにおける住所辞書データの更新については、大阪市独自の要件に合わせたデータ加工（KUIN 及び KUIN2 の統合）を行っている。

（２）「大阪市明朝」関連のソフトウェア

税務事務システムにおいては、大阪市独自の文字セットである「大阪市明朝」を導入している。「大阪市明朝」は、税務事務システム開発時に大阪市独自の文字セットとして作成されたものであり、この「大阪市明朝」を税務事務システムにおいて、利用するために次のソフトウェアを導入する必要がある。

ア 外字表示機能（ Kanjilink XKP ）

外字表示機能（ Kanjilink XKP ）は、「Visual Basic」で作成されたオンライン業務画面上での外字表示を実現するソフトウェアであるが、大阪市独自の文字セットである「大阪市明朝」に対応していないため、税務事務システムの保守業者である日立製作所が、ソフトウェア開発業者と調整の上、大阪市個別対応版として「Kanjilink XKP（開発キット機能限定版）2.2 大阪市個別対応版」を製造させている。これにより税務事務システムにおける「大阪市明朝」フォントの表示を実現している。

イ 日本語入力ソフト（ VJE-Delta ）

日本語入力ソフト（ VJE-Delta ）は、オンライン業務での日本語入力を目的としたソフトウェアであるが、大阪市独自の環境（Windows XP 及び「大阪市明朝」）に対応していないため、税務事務システムの保守業者である日立製作所が、ソフトウェア開発業者と調整の上、大阪市個別対応版として「VJE-Delta 2.0 for Unicode/XKP 大阪市個別対応版」を製造させている。これにより税務事務システムにおける「大阪市明朝」フォントの入力を実現している。

（３）部門ファイリング帳票システム（ Millemasse/Hop ）

税務事務システムでは、非常災害等に伴うシステム障害時の証明書発行業務の基礎データの提供等を目的として、部門ファイリング帳票システムを構築しており、その帳票データの検索・表示・印刷において、「Millemasse/Hop」等を導入している。

6 選定理由

上記指定製品の各ソフトウェアについては、導入しなければ税務事務システムが動作しないこととなるため、税務事務システムを構成するうえで導入する必要があり、上記製品（１）住所辞書ファイル（ KUIN ）及び（２）「大阪市明朝」関連のソフトウェアは大阪市個別仕様であり、税務事務システムの動作不良時など、ソフトウェア開発業者によるサポート（保守）が困

難であることから、ソフトウェア開発業者が日立製作所のみ販売しており、一般には販売しておらず、日立製作所以外の業者からの調達が可能である。

また、上記製品（３）部門ファイリング帳票システム（Millemasse/Hop）は、データベース管理ソフトである「Access」に対応した製品であり、税務事務システムにおいて導入している「Oracle」については対応していない。そのため、税務事務システムの保守業者である日立製作所がグループ会社を含めた社内調整を行い、大阪市個別対応版として「Oracle」に対応した「Millemasse/Hop 02-03/A 大阪市個別対応版」等を作成することで、部門ファイリング帳票システムを実現しているため、日立製作所は当該製品を一般には販売しておらず、日立製作所以外の業者からの調達が可能である。

契約に当たっては、株式会社日立製作所 関西支社のみが提供可能である旨の証明書を徴取している。

（参考資料「税務事務システム向け共通ソフトウェアについて」：平成 21 年 11 月 19 日 財政局確認済み）

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号及び政府調達に関する協定第 15 条第 1 項（d）により随意契約する。

7 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号
政府調達に関する協定第 15 条第 1 項（d）

8 担当部署

財政局税務部管理課（システムグループ）（電話：06-6556-9532）

随意契約理由書

1 案件名称
住民基本台帳等事務システム機器用共通ソフトウェア一式借入

2 契約の相手方
株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

平成9年に阿波座センター内の汎用機の機種更新と同時期に税務事務システム（以下「税システム」という）の新規構築が行われ、財政局と総務局がシステム調達を実施した。この際の契約業者が株式会社日立製作所であり、同社が基盤部分も含め税システムの開発を行った。この後、総務局主導のもと基盤の共通化が図られ、他の基幹系システムも基盤部分の共通化可能な部分を税システムと合わせて構築し、当該部分に共通ソフトウェアを使用した。

平成14年に再構築を実施した住民基本台帳等事務システムにおいても、データ連携の必要性から共通ソフトウェアを使用することを前提とした仕様で構築しているため、当該ソフトウェアを実装している。共通ソフトウェア以外を使用すると、データ連携が正常に行えなくなるため、当該共通ソフトウェアを選定する。

(2) 業者選定理由

当該ソフトウェアは大阪市専用カスタマイズされたものであり、一般に販売しておらず、開発業者である株式会社日立製作所以外からの調達が不可能なため。

なお、株式会社日立製作所でしか共通ソフトウェアを提供できない旨の文書を同社より徴し、確認を行っている。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約理由書

1 案件名称

業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

大阪市情報通信ネットワーク内で稼動している業務系ネットワーク、庁内情報ネットワーク、基盤間連携ネットワークそれぞれで使用する機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により、その評価を行った結果、株式会社日立製作所関西支社と契約を締結し、業務系ネットワーク用機器については平成 8 年 12 月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成 14 年 2 月から、それぞれ借入を開始している。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、特に、職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等による機器の追加・撤去・交換等に柔軟に対応することが必須となっており、リースによる契約では、機器の撤去・交換に伴う契約変更の際に違約金が発生することから、レンタル契約を選択している。

平成 26 年度においても、引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものである。大阪市情報通信ネットワークを安定稼働させるためには、障害時における迅速な対応が必要となるため、既存機器を熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要がある。万が一、本庁舎、ATC、区役所等の各庁舎といった主要拠点に設置しているネットワーク用機器を総入れ替えしなければならなくなれば、それに伴う機器の環境設定やソフトウェアのインストール、動作確認テスト等といったネットワークの再構築が必要となり、その結果、長期間にわたってネットワークが停止することになる等、本市の各業務に重大な支障をきたすことになる。

また、増設機器についても、既設機器を含めた設計・検証等が必要になるため、大阪市情報通信ネットワークを熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要があり、万が一、ネットワーク保守業者が保守可能な機器を借入しなければ、ネットワークの安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との接続確認、動作確認テスト等の作業が膨大となる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者の製品を引続き借入する必要があり、本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号及び政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (d) に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号
政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (d)

5 担当部署

総務局 行政部 IT 統括課 (電話番号 06-6543-7122)

随意契約理由書

1 案件名称

共通汎用機組織一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

共通汎用機については、その高性能及び独自技術を背景に、各業務システムに対して帳票印刷機能やファイル連携機能等を安定して提供できる共用機として、平成 21 年 4 月 1 日付けで上記業者と特名随意契約を締結している。

平成 26 年度においても、各システムの業務を継続して行うにあたり、現行機器と同等の機能と性能を有する機器が必要であるが、同一メーカーの後継機種との互換性は確保されている一方、他メーカーの機器の間には互換性は全く確保されていないため、他システムも含めたシステム全体の安定稼働を損ねることとなる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、引続き上記業者の製品を借入する必要があり、上記業者は当該製品を取り扱うことのできる唯一の業者である。

本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号及び政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (d) に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号
政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (d)

5 担当部署

総務局 行政部 IT統括課 (電話番号 06-6543-7126)

随意契約理由書

1 案件名称

建設発生土受入業務に係る土砂搬入管理システム借入

2 契約の相手方

NECキャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

港湾局では、本市公共事業から発生する建設発生土を有効的に利用するため、夢洲の埋立造成用の埋立材として受入を行っている。

受入を実施するにあたり、土砂搬入の申請受付から許可証等の発行、搬入車両の確認、土砂の計量及び計量伝票の発行といった一連の業務について、平成 18 年度より土砂搬入管理システム機器を借入し、データ管理を行っている。

本借入契約については、平成 25 年 4 月 1 日から再リースを行っており、平成 26 年 3 月 31 日で終了するが、4 月 1 日以降においても土砂の受入業務を行う上で、当該システム機器が必要であり、引き続き当該システム機器は使用可能で、支障をきたすことなく円滑に業務を遂行する事ができる。

よって、引き続き上記業者と契約の締結を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 環境整備担当（電話番号 06-6615-7795）

随意契約理由書

1 案件名称

寝具（大阪市立弘済院）4月分 借入（単価契約）

2 契約の相手方

ワタキューセイモア株式会社

3 随意契約理由

本案件の寝具については、弘済院附属病院及び第2特別養護老人ホームで使用する寝具であります。弘済院附属病院及び第2特別養護老人ホームは、入院患者又は施設利用者が24時間365日生活しており、平成26年4月1日には必ず使用できなければなりません。

平成26年2月4日付入札公告をおこない、平成26年3月5日開札の結果、有効な入札がなく業者決定にいたらなかった。平成26年5月1日から平成27年3月31日までの借入については、再度、入札公告をおこなっていますが、4月分については、入札手続きが間に合わないことから、入札において決定し、現在、契約履行中である平成25年度の契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理）（電話番号 06-6871-8003）

随意契約理由書

- 1 案件名称 券売機借入（再リース）
- 2 契約相手方： 東京センチュリーリース株式会社
大阪市中央区本町三丁目5番7号
06-6263-2504
- 3 随意契約理由：

当局では、天王寺公園・動物園の入園料徴収に使用するため券売機の借入を行っている。

この賃貸借契約については、平成25年4月1日から再リースを行っており、平成26年3月31日で終了するが、現在、天王寺公園と天王寺動物園を結ぶ連絡ゲートが新しく整備される予定であり、平成26年度は設計、平成27年度竣工の予定で、その間券売機の台数および仕様などを変更する可能性も考えられるため、現段階で新規の借入れを行う事は難しい。

平成26年4月1日以降においても、券売機が必要であり、当該機器は引き続き使用可能で、支障をきたすことなく円滑に入園料徴収業務を遂行する事ができる。

よって、引き続き上記業者と契約の締結を依頼します。
- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署： 建設局 天王寺動植物公園事務所 管理担当

随意契約理由書

1 案件名称

電子調達システムサーバ増設ディスク 買入

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

電子調達システムサーバは、複数のサーバ等機器から構成されており、電子入札システム等のシステムを稼働させるためのサーバである。

サーバの1つである公開資料サーバは、電子入札案件の設計図書や仕様書、入札説明書等の公開資料を管理しているサーバであるが、現サーバ導入後、電子入札案件が増加したことにより、データを保存しているディスクの空き容量が減少し続けている。このままでは容量不足が発生し、設計図書や仕様書、入札説明書等の資料が保存できなくなり、電子入札案件の資料が公開できなくなることから、ディスクの増設を行うものである。

なお、公開資料サーバのディスク増設に伴い、同サーバと連携し、密接な関係にある、ヘルプデスクサーバ及びアクティブディレクトリサーバについても併せてディスクの増設を行う。

サーバ機器は、日本電気株式会社製のものであり、他社メーカーのディスクを導入した場合、障害発生時の原因究明や保守対応の切り分けが困難となることから、システムの安定稼働に重大な支障が生じる。

また、導入しているサーバは、旧型機器のため、当該型番のサーバは既に販売を終了している。今回調達するディスクについても、平成25年に受注停止となっており、新たに調達できるのは保守を行っている同社のみである。

以上のことから、日本電気株式会社と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

契約管財局契約部契約制度課 (電話番号：06-4395-7144)

随意契約理由書

1 案件名称

点字版「くらしの便利帳」印刷

2 契約相手方

有限会社リブート

3 随意契約（業者選定）理由

「くらしの便利帳」は、市民生活に関わりの深い福祉、健康、医療の窓口やその手続き等を網羅的にまとめた冊子で平成 25 年 12 月に発行し、視覚障がいのある方向けの点字版及び録音版の作成の為、平成 25 年度に入札を行った。

このうち、点字版「くらしの便利帳」印刷については、平成 25 年 12 月 12 日付、大契甲第 8096 号により有限会社リブートと 3,650,377 円（納入期限平成 26 年 3 月 31 日）で契約を締結した。

しかし、上記契約の納入期限までに指定した数が納入されず、また、合格基準に満たないものが大半を占めており、納入期限内にこれを修補し完納できなかった為、平成 26 年 4 月 11 日付で契約解除を行った。

上記契約の履行が行われることを前提に、視覚障がいのある方向けの「くらしの便利帳」の発行について、区の広報紙（3 月 31 日発行 おおさか掲示板 4 月号）等で周知を行い、すでに希望者から申込みを受けている。

障がいの有無に関わらず、市民に等しく伝えるべき情報の発信を行うことは、当室の重要な責務と考えており、「くらしの便利帳」はそれを担う広報物であることから、視覚障がいのある方にもできるだけ早期に配付するため、点字版「くらしの便利帳」の検査合格品は引取りを行い、希望者へ順次配付を行っている。

一方で、点字版「くらしの便利帳」は 24 区ごとに異なる区版を作成することになっており、検査合格品のない区版について、すでに希望者から申込みを受けているにも関わらず、配付ができない状態にあり、これに早急に対応する必要がある。

上記契約相手方は、当該契約期間内に点訳までを完了しており、残された印刷・製本・梱包作業を行えば最も早期に本市の仕様に合った点字版「くらしの便利帳」を納品出来る状況にある。また、平成 25 年 12 月 12 日の入札結果からも本案件は他の入札参加者に比して相当安値で契約できたことから、別途競争入札に付すよりも上記契約相手方と随意契約する事が本市にとって有利と認められるため、上記契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当 電話（06-6208-7252）

随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロックほか9点（東淀工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する東淀工場中間火格子ブロックほか9点は、日立造船株式会社製の東淀工場焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本製品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては、製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本製品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 東淀工場 （電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

ピット投入装置用エプロンほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入するピット投入装置用エプロンほか1点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎設備の可燃及び不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接管Aほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接管Aほか1点は、日立造船（株）製の舞洲工場ボイラー設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船（株）の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 （電話番号 06-6463-4153）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車分解整備

2 契約の相手方

(株)モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は(株)モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記(株)モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は(株)モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

- 1 案件名称
ライナープレート（環境局）買入
- 2 契約の相手先
株栗本鐵工所
- 3 随意契約理由
 - (1) 機種選定理由
今回購入するライナープレートは、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送するためのごみ輸送管の一構成部品であり、株栗本鐵工所で独自の技術により開発したものである。
本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、他社では知りえず、使用部品の調達も不可能である。
よって、株栗本鐵工所製品とする。
 - (2) 業者選定理由
本製品は株栗本鐵工所が直接販売を行っており、他社では取扱い出来ないため、株栗本鐵工所と特名随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
環境局施設部南港管路輸送施設（電話番号06-6612-4981）

19

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーン用インバータほか1点（平野工場）買入

2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

（1）機種選定理由

灰クレーン用インバータほか1点は平野工場に設置されている富士ホイスト工業(株)製の灰クレーンを巻上げ下げするために使用しているインバータ及びインバータに付属する巻上回生制動ユニットです。同インバータは富士ホイスト工業（株）のクレーン制御専用に富士ホイスト工業（株）と（株）日立産機システムにより設計された特注品であり、他の機器では機器停止等の異常が発生する恐れがあるため、他社製品を取付けることはできません。

以上の理由により、（株）日立産機システム製の製品を指定します。

（2）業者選定理由

灰クレーン用インバータほか1点は富士ホイスト工業(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、富士ホイスト工業（株）と特名随意契約します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 （電話番号 06-6707-3753）

1 案件名称

統合基盤システムサーバ機器等増設部品 長期借入

2 契約相手方

日立キャピタル株式会社

3 随意契約理由

統合基盤システムは、平成 25 年 7 月 18 日に契約締結した「統合基盤システムサーバ機器等長期借入（以下、「本体契約」という。）」により本体機器の借入を開始しており、本調達には住民基本台帳等事務システムおよび総合福祉システムが接続するために必要なディスク等の増設部品を調達するものである。

今回調達する増設部品については、単体で稼働するものではなく、本体に追加し、設定することで稼働するものである。統合ストレージ・バックアップ装置は製造メーカーの独自かつ高度な技術がされた製品であり、他の製造メーカーの部品は接続できず、本体機器の製造メーカーの部品を調達する必要がある。また、本体と増設する部品は一体として稼働するため、障害対応などの保守作業を実施する際は本体と部品を切り分けて実施することができず、全ての保守作業が統合ストレージ・バックアップ装置全体に影響が及ぶことになる。障害発生時に迅速かつ適切な対応を実施するためには、本体と増設部品に対する一体的な保守作業が必要不可欠である。統合基盤システムは、本市行政の根幹となる住民基本台帳等事務システムなどの住民情報系基幹システムが利用するため、安定稼働を大前提としており、障害発生による稼働停止のリスクは極力低減することが求められている。安定稼働を実現するためには、本体契約の受注業者と契約する必要がある。

そのため、本体契約の調達仕様書には、平成 26 年度および平成 28 年度の増設予定を記載するとともに、増設時は本体契約受注業者との随意契約を締結し、契約金額は本体契約入札時の割引率を適用する旨を記載している。本件調達は、大阪市随意契約ガイドラインに定められた随意契約理由「W2」に該当し、本体契約の調達仕様書の記載のとおり、本体契約受注業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 2 項

【政府調達に関する協定を改定する議定書 第 13 条第 1 項（c）に該当】

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（消防局船舶）第2四半期分買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油（株）

3 随意契約理由

当局では、消防救助艇「ゆめしま」（3.1トン）を保有し、大阪市全域の水難救助事案に出場し災害対応している。

消防救助艇の災害出場は、通常期においては、月に4～5件の出場であるが、特に夏季においては水難事故の多発等により、事故警戒業務等を含め月に10件以上の出場があり、これら災害出場に対応するため消防救助艇の燃料を常時満タン状態にしておく必要がある。

そのため、迅速な災害対応に支障とならない燃料補給の方法としては、次の方法が考えられる。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する。
- ② 給油船（バージ船）による給油
- ③ 給油タンク車からの直接給油
- ④ 水上消防署での給油

①の場合は、時間的制約や設備上の問題が無く利便性が高い。

②、③の給油は、事前に給油時間を指定しなければならず、また、指定した時間に災害出場しておれば給油することができないことから、消防救助艇の給油に迅速に対応するのは不可能である。

④の場合は、消防艇専用の給油施設であり、消防救助艇が給油を行うことができない。

以上の理由により、当局が保有する消防救助艇「ゆめしま」への燃料補給は①の方法しかない。また、緊急な給油を必要とする場合、繋留場所に近接しており、迅速に対応し短時間で給油できる船舶給油施設を所有する業者は、港石油（株）のみである。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6149）

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（港湾局）第2四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、渡船を2隻（12.00t・19.54t）ならびに、巡視船を1隻（10.00t）保有しています。

渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しており、給油頻度は月に2回程度です。

巡視船は、大阪港を利用する船舶が港内を安全に航行し、係留できるよう、港を常に良好な状態に維持することを目的としており、港内の上屋・荷さばき地・水域施設・係留施設・外郭施設の状態監視等を行うために運行しており給油頻度は月に5～6回程度です。

渡船及び巡視船ともに、日々稼働しており、渡船は入出港する時刻の合間に、巡視船は巡視業務時間の合間に適宜給油を行う必要があります。

各船への給油方法は、次の5つの方法が考えられます。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する
- ② 給油船（バージ船）による定けい場での給油
- ③ タンクローリ車による陸上からの給油
- ④ ドラム缶で購入・給油
- ⑤ 鶴町基地での給油

②及び③の給油方法については、給油時間の事前調整が必要であることや、1回の給油量が少なく、給油回数が頻繁であることから給油業者の確保が困難な状態です。また、渡船については、定けい場が自動車等の通行できる道路と離れているため③の給油方法は対応できません。

④の給油方法については、本件船舶の各定けい場にオイルフェンス等の設備がなく、また、危険物取扱者がいないため給油できません。残る⑤の給油方法については、当局の他担当が所有している給油タンクまで向かい給油する方法であるが、本件船舶の各定けい場から、鶴町基地まで給油に向かうのに時間がかかること及び、当該給油タンク取扱担当との給油時間等の調整が発生し効率的ではありません。

以上の理由により、本件船舶の給油方法については、①の方法により行うこととしますが、各定けい場に近接し、渡船については入出港する時刻の合間に、巡視船については巡視業務時間の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油のみであります。

よって、港石油と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話番号 06-6615-7716